

「ごみ貯蔵機器」特許権・意匠権侵害差止等請求事件：(本訴) 東京地裁平成21(ワ)44391, (反訴) 平成23(ワ)19340・平成23年12月26日(民29部)判決<一部認容>/知財高裁平成24(ネ)10015・平成25年2月1日(特別部)判決<原判決一部変更・認容>▶特許ニュース No. 13438

【キーワード】

特許権侵害(直接侵害・間接侵害), 損害額の算定(特102条2項の適用), 利益率・寄与率, 意匠権侵害(意匠の類否), 契約に基づく差止請求, 不正競争行為の成否(不競2条1項14号・反訴理由)

【地裁判決の主文】

- 1 本诉被告(反訴原告)は, 別紙イ号物件目録記載の製品を輸入し, 販売し, 又は販売の申出をしてはならない。
- 2 本诉被告(反訴原告)は, 別紙イ号物件目録記載の製品を廃棄せよ。
- 3 本诉被告(反訴原告)は, 本訴原告(反诉被告)に対し, 2113万9152円及び内金21万1298円に対する平成21年12月1日から, 内金114万3691円に対する平成22年1月1日から, 内金64万2923円に対する平成22年2月1日から, 内金143万7410円に対する平成22年3月1日から, 内金111万0230円に対する平成22年4月1日から, 内金157万3294円に対する平成22年5月1日から, 内金53万7567円に対する平成22年6月1日から, 内金86万3014円に対する平成22年7月1日から, 内金94万3649円に対する平成22年8月1日から, 内金125万5610円に対する平成22年9月1日から, 内金87万8324円に対する平成22年10月1日から, 内金93万5830円に対する平成22年11月1日から, 内金128万6010円に対する平成22年12月1日から, 内金6万2341円に対する平成23年1月1日から, 内金27万9713円に対する平成23年2月1日から, 内金71万3871円に対する平成23年3月1日から, 内金201万2677円に対する平成23年4月1日から, 内金67万3516円に対する平成23年5月1日から, 内金54万2938円に対する平成23年6月1日から, 内金84万4543円に対する平成23年7月1日から, 内金319万0703円に対する平成23年7月12日から, 各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 本訴原告(反诉被告)のその余の本訴請求を棄却する。
- 5 反訴原告(本诉被告)の反訴請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は, 本訴反訴を通じてこれを4分し, その1を本訴原告(反诉被告)の, その余を本诉被告(反訴原告)の各負担とする。
- 7 この判決は, 1項ないし3項に限り, 仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 (1) 本件本訴は、「ゴミ貯蔵機器」に関する特許権及び「汚物入れ用カセット」に関する意匠権を有するとともに、従前、本诉被告・反訴原告（以下「被告」という。）の旧会社との間で販売代理契約を締結していた本訴原告・反訴被告（以下「原告」という。）が、被告に対し、上記特許権、意匠権、販売代理契約に基づいて、被告が輸入・販売等している別紙イ号物件目録記載の製品（以下「イ号物件」という。）は、上記特許権及び意匠権を侵害する、あるいは、被告は上記契約において同契約の終了に伴う原告の知的財産権の使用の停止を約した等と主張して、イ号物件の輸入・販売等の差止（特許法100条1項、意匠法37条1項、上記約定）及び廃棄（特許法100条2項、意匠法37条2項）を求めるとともに、損害賠償（特許法102条2項、3項、意匠法39条2項、3項、民法709条）として合計2億0672万9983円及び損害の各内金に対する当該損害の発生月の初日（ただし、平成23年7月1日～7月7日までに発生した損害および積極損害については、7月7日付け訴えの変更の申立書送達日の翌日である7月12日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 本件反訴は、被告が、原告に対し、原告が平成21年7月ころ、被告の顧客に対し、被告が販売するイ号物件が原告の知的財産権を侵害しているとの事実を告知したとして、かかる行為は、被告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知（不正競争防止法2条1項14号）に該当すると主張して、損害賠償（不正競争防止法4条、民法709条、710条）として7527万4696円及びこれに対する反訴状送達日の翌日である平成23年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いのない事実以外は、証拠を項目の末尾に記載する。なお、書証は枝番を含む。）

(1) 当事者

ア 原告（サンジェニック・インターナショナル・リミテッド）は、イギリス国に本拠地を有し、日本国外における幼児用製品の製造等を業とする会社である。

イ 被告（アップル・チルドレンズプロダクツ株式会社）は、育児用品・子ども乗物・玩具等の製造販売等を業とする株式会社である。

ウ 原告と被告は、いずれもゴミ貯蔵機器及びゴミ貯蔵機器用カセットの市場において、需要者が共通し、競争関係にある。

(2) 原告の特許権（甲2，17）

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」といい、本件特許に係る発明を「本件発明」という。）を有している。

特 許 番 号 第4402165号

発明の名称　　ごみ貯蔵機器
出願日　　　平成21年6月5日
分割の表示　　特願2006-536164の分割
原出願日　　　平成16年10月21日
優先日　　　　平成15年10月23日
優先権主張国　　英国
登録日　　　　平成21年11月6日

特許請求の範囲

請求項14（請求項14に係る発明を「本件発明1」という。）

ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、該ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵カセット。

請求項11（請求項11に係る発明を「本件発明2」という。）

ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環と、該上部環から下方へ延びる円筒壁と、前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵機器。

(3) 構成要件の分説

ア 本件発明1を構成要件に分説すると、次のとおりとなる（括弧内の分説は、被告によるものである。以下、本件発明1、2の構成要件の分説のための符

号については、下記のとおり、原告の分説のための符号を先に挙げ、括弧内でこれに対応する被告の分説の符号を示すこととする。)

A (A) ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、

B (B) 該ごみ貯蔵カセットは、

(B-1) 略円柱状のコアを画定する内側壁と、

C (B-2) 外側壁と、

D (B-3) 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、

E (B-4) 前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、

F (B-5) 前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、

G (C) 前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、

(D) ごみ貯蔵カセット。

<以下、省略>

(4) 原告の意匠権 (甲 7, 8)

原告は、次の意匠権 (以下「本件意匠権」といい、本件意匠権に係る意匠を「本件意匠」という。) を有している。

登録番号 意匠登録第1224008号

意匠登録出願日 平成16年4月22日

パリ条約による優先権等の主張

優先権主張番号 95468-0002

優先日 平成15年10月23日

優先権主張国 共同体商標意匠庁

設定登録日 平成16年10月15日

意匠に係る物品 汚物入れ用カセット

登録意匠 別紙意匠公報記載のとおり

意匠に係る物品の説明 本物品は、汚物入れ等の中に装着されて使用されるものであり、その使用方法は、ドーナツ形凹陥部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するものである。

(5) 被告の行為

被告は、イ号物件を輸入し、販売し、販売の申し出をしている。

(6) イ号物件の構成

- a ごみ貯蔵容器の上部に取り付けるためのごみ貯蔵カセットであり、
- b ごみ貯蔵カセットは、
 - b-1 略円柱状のコアを画定する内側壁と、
 - b-2 外側壁と、
 - b-3 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、
 - b-4 前記内側壁の上部から前記外側壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、
 - b-5 前記外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所欠缺部を有する突出部と、を備える。

(7) 本件発明とイ号物件との対比等

イ号物件は、本件発明1の構成要件B～E（B～B-4）を充足する。

(8) 特許出願の経緯等

ア 原告は、平成21年6月5日、平成16年10月21日に英国出願に基づく優先権を主張して我が国にされた特許出願（特願2006-536164）の分割出願として、本件特許出願をした。

イ 本件特許は、平成21年11月6日、特許権の設定登録がされた。

(9) 販売代理契約の推移等（甲15、乙15～17）

ア 原告は、平成5年ころ以降、アプリカ育児研究会アプリカ葛西株式会社（以下「旧アプリカ」という。）を、日本における総代理店としていた。原告と旧アプリカは、平成15年11月26日には、次の約定を含む包括的な販売代理契約（甲15。以下「本件販売代理契約」という。）を締結した。（ア）理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、旧アプリカは遅滞なく、原告から許諾を受けた原告のすべての知的財産権のいかなる利用（文具及び乗り物に対する使用を例外なく含む）も中止しなければならず、それらの知的財産権を旧アプリカが保有しているものと表示しているすべての印刷物（旧アプリカの一般的なカタログを除く）を原告に返還するか、無償で廃棄しなければならない（12.7項）。

（イ）旧アプリカは、原告が買戻権を行使しない在庫品を販売する目的で行う場合を除き、製品の販売促進や広告、知的財産権の使用を中止しなければならない。旧アプリカは、本契約終了から3か月間に限り、当該在庫品を販売することができる（14.4項）。

（ウ） 知的財産権

「whether or not registered or capable of registration」、本領域又はその他の領域で存在するかを問わず、特許、商標、サービスマーク、商号、ブランド名、著作権、デザインに関する権利、ノウハウ、機密情報、その他の知的財産権であって、

それらに付随するあらゆる業務上・営業上の信用も含む（1. 1項）。

イ 旧アプリカは、原告との上記契約に基づき、原告の製品の販売を行い、平成5年ころから、Mark I（商品名におわなくてポイ）と称するごみ貯蔵機器及び対応ごみ貯蔵カセットの、平成11年ころから、Mark II（商品名におわなくてポイ マルチ）と称するごみ貯蔵機器及び対応ごみ貯蔵カセットの、平成18年から、Mark III（商品名におわなくてポイ・イージー）と称するごみ貯蔵機器及び対応ごみ貯蔵カセットの各販売を開始した。Mark I本体及びMark II本体は、ごみ貯蔵カセット回転装置を備えていないが、Mark III本体は、ごみ貯蔵カセット回転装置を備える構成である。

ウ 原告と米国人Newell Rubbermaid Inc.（以下「Newell」という。）は、平成20年3月7日付け契約（乙15）により、Newellが旧アプリカの事業を取得することに伴い、本件販売代理契約の契約上の地位を、旧アプリカからNewellに移転することを合意した。旧アプリカは、同年4月1日、Newellが日本において設立した被告に対し、事業を譲渡した（乙16）。

エ 原告は、平成20年10月、同年11月27日以降は本件販売代理契約を更新しない旨を通知した。

オ 原告と東京都台東区<以下略>所在のコンビ株式会社（以下「コンビ社」という。）は、平成20年10月15日、赤ちゃん向けおむつ処理製品の販売店契約（甲56）を締結し、原告は、同年11月27日以降、コンビ社を、日本における総代理店とした。コンビ社は、原告製品MARK IIIを「ニオイ・クルルンポイ」の商品名で販売している。

(10) 原告による被告顧客に対する通知（乙48）

ア 原告は、平成21年7月28日ころ、被告の顧客に対し、通知書（乙48、以下「本件通知書」という。）を送付した（以下「本件通知行為」という。）。

イ 本件通知書（乙48）には、次のとおりの記載がある。

「紙おむつ処理システムの開発・生産者として、サンジェニックは、紙おむつ処理ポット及びスペアカセットのデザイン及び生産について、世界各地で多くの知的財産権を有しています。サンジェニックは、…競合製品が当社の知的財産権を侵害していると知った場合には、…当該侵害を行った生産者もしくは小売店に対して、徹底して当社の事業を守ります。」

(11) イ号物件の販売数量及び売上額（乙38, 55）

イ号物件の平成21年11月6日から平成23年5月末日までの販売数量及び売上金額は、以下のとおり、販売数量が40万6602個（1セットは、イ号物件3個である。）、売上金額が1億7103万9163円である。なお、各納入先との取引条件として、物流負担金、販促協力金及び割戻金等様々な名目により行われているイ号物件についての一括値引きを反映した売上総額は、1億6834万7196円である。

時期	販売数量	売上金額
平成21年11月 (6日～30日)	2100セット	211万2980円
平成21年12月	11566セット	1143万6919円
平成22年1月	4884セット	642万9236円
平成22年2月	10410セット	1437万4108円
平成22年3月	8898セット	1110万2300円
平成22年4月	12521セット	1573万2943円
平成22年5月	4442セット	537万5678円
平成22年6月	7147セット	863万0142円
平成22年7月	7800セット	943万6498円
平成22年8月	9655セット	1255万6108円
平成22年9月	6613セット	878万3248円
平成22年10月	6896セット	935万8305円
平成22年11月	9725セット	1286万0108円
平成22年12月	745セット	62万3414円
平成23年1月	2573セット	279万7139円
平成23年2月	5480セット	713万8714円
平成23年3月	14786セット	2012万6774円
平成23年4月	5145セット	673万5166円
平成23年5月	4148セット	542万9383円

3 争点

【本訴】

(1) 本件発明1に係る特許権の侵害の有無

(1)－1 本件発明1の構成要件充足性（直接侵害）

(1)－1① 本件発明1の構成要件A（A），構成要件F（B－5），構成要件G（C）の解釈

(1)－1② 本件発明1の構成要件充足性

(1)－2 本件発明1に係る特許の無効理由の有無

(1)－2① 特許法36条6項2号違反

(1)－2② 新規性欠如（乙14）

(1)－2③a 進歩性欠如（主引用例乙14）

(1)－2③b 進歩性欠如（主引用例乙14）

(1)－2③c 進歩性欠如（主引用例乙18）

- (2) 本件発明 2 に係る特許権の侵害の有無
 - (2)－1 本件発明 2 の間接侵害の成否
 - (2)－2 消尽の成否
- (3) 本件意匠権の侵害の有無
 - (3)－1 本件登録意匠の構成態様
 - (3)－2 イ号物件の構成態様
 - (3)－3 本件登録意匠とイ号物件の意匠の類否
- (4) 契約に基づく差止請求の可否
- (5) 差止・廃棄請求の可否
- (6) 故意・過失の有無
- (7) 損害
 - (7)－1 損害額の算定（特許法 102 条 2 項，意匠法 39 条 2 項）
 - (7)－2 損害額の算定（特許法 102 条 3 項，意匠法 39 条 3 項）
 - (7)－3 積極損害

【反訴】

- (1) 不正競争行為の成否（不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の虚偽の事実の告知，流布に当たるか）
- (2) 違法性阻却事由の有無
- (3) 故意・過失の有無
- (4) 損害

【高裁判決の主文】

- 1 控訴人兼被控訴人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドの控訴及び当審における請求拡張に基づき，原判決中，本訴請求に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人兼控訴人アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社は，別紙イ号物件目録記載の製品を輸入し，販売し，又は販売の申出をしてはならない。
 - (2) 被控訴人兼控訴人アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社は，別紙イ号物件目録記載の製品を廃棄せよ。
 - (3) 被控訴人兼控訴人アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社は，控訴人兼被控訴人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドに対し，1 億 4 8 0 7 万 7 0 2 2 円及び内金 1 3 2 万 2 7 2 5 円に対する平成 2 1 年 1 2 月 1 日から，内金 7 1 5 万 9 5 1 1 円に対する平成 2 2 年 1 月 1 日から，内金 4 0 2 万 4 7 0 1 円に対する同年 2 月 1 日から，内金 8 9 9 万 8 1 9 1 円に対する同年 3 月 1 日から，内金 6 9 5 万 0 0 3 9 円に対する同年 4 月 1 日から，内金 9 8 4 万 8 8 2 2 円に対する同年 5 月 1 日から，内金 3 3 6 万 5 1 7 4 円に対する同年 6 月 1 日から，内金 5 4 0 万 2 4 6 8 円に対する同年 7 月 1 日から，内金 5 9 0 万 7 2 4 7 円に対する同年 8 月 1 日から，内金

786万0123円に対する同年9月1日から、内金549万8313円に対する同年10月1日から、内金585万8298円に対する同年11月1日から、内金805万0427円に対する同年12月1日から、内金39万0257円に対する平成23年1月1日から、内金175万1009円に対する同年2月1日から、内金446万8834円に対する同年3月1日から、内金1259万9360円に対する同年4月1日から、内金421万6213円に対する同年5月1日から、内金339万8793円に対する同年6月1日から、内金257万1290円に対する同年7月1日から、内金368万0535円に対する同年8月1日から、内金471万5082円に対する同年9月1日から、内金362万5097円に対する同年10月1日から、内金387万4901円に対する同年11月1日から、内金644万0256円に対する同年12月1日から、内金263万9356円に対する平成24年1月1日から、内金1346万円に対する同年9月26日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (4) 控訴人兼被控訴人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドのその他の請求（当審における拡張部分を含む。）を棄却する。
- 2 被控訴人兼控訴人アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、本訴反訴とも、これを5分し、その1を控訴人兼被控訴人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドの負担とし、その余を被控訴人兼控訴人アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社の負担とする。
- 4 この判決は、第1項の(1)ないし(3)に限り、仮に執行することができる。
- 5 控訴人兼被控訴人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドに対し、本判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。

【高裁の判断】

当裁判所は、原告の本訴請求（当審において拡張された請求を含む。）は一部につき理由があり、被告の反訴請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 本訴について

(1) 争点(1)（本件発明1に係る特許権の侵害の有無）、争点(2)（本件発明2に係る特許権の侵害の有無）、争点(3)（本件意匠権の侵害の有無）、争点(4)（契約に基づく差止請求の可否）、争点(5)（差止め・廃棄請求の可否）、争点(6)（故意・過失の有無）について

次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3争点に対する裁判所の判断」【本訴について】1ないし13（原判決77頁6行

目ないし132頁5行目)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決112頁15行目「したがって、」から23行目までを、次のとおり改める。

「したがって、明細書の【0024】において、チューブの振りについて、『前記ねじりは、人手によって実施しても良いし、器具により実施しても良い。』とされている部分についても、人手による振りに、振り部分が戻りやすいなどの欠点があるなどという課題に関する認識があることはうかがわれない。また、フィルム(チューブ、パッケージ)の「振り」については、器具を用いる場合、どのような器具の構成によって、ごみ貯蔵カセットを回転させ、チューブを振るのか、その具体的構成は記載も示唆もされておらず、吊り下げたカセット自体を回転させて振るといった技術的思想はうかがわれない。」

イ 原判決114頁6行目の後に、行を改めて、次のとおり挿入する。

「また、乙18には、廃棄物貯蔵装置の本体100の内部にカセットフランジ117と嵌合するクラッチ270を設け、クラッチ270が単一の回転方向に回転するとき、クラッチ270の上方に位置する貯蔵フィルムカセット130が回転する構成が記載されているが、同構成は、貯蔵フィルムカセット130を底面から支えるものであって、カセットの外側に突出した部分を設け、この突出部を利用して、カセットを吊り下げのように支持する構成は、記載も示唆もされていない。」

ウ 原判決118頁16行目ないし21行目を、次のとおり改める。

「被告は、本件発明1と乙18発明の支持構造の相違は、作用効果的に見て顕著な差となるものではなく、『吊り下げ式』とするか『底部支持式』とするかは、当業者にとって設計事項にすぎないなどと主張する。しかし、被告の主張は、技術的観点から何らの根拠を示すことなく、単に設計事項であるから容易想到であるとするものであって、採用することができない。

したがって、乙14文献、乙20文献及び乙21文献等に、「吊り下げ式」が周知技術として開示されているとしても、これを乙18発明に組み合わせ、『前記外壁から突出する構成』にすることや『前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成』することが容易想到であったということはできない。」

エ 原判決125頁12行目、130頁6行目、13行目、20行目、131頁9行目の「美観」を、いずれも「美感」と改める。

オ 原判決131頁18行目ないし23行目を、次のとおり改める。

「以上によると、イ号物件は、原告の本件特許権の技術的範囲に属しており、本件特許権には、無効理由が存すると認めることはできないところ、被告が、本件特許権侵害の事実を争っていること、本訴提起後も平成23年12月末日まで、イ号物件の販売を続けていたこと、イ号物件の在庫が存在す

る可能性があることなどに照らすと、仮に現時点においてイ号物件の製造、販売がされていないとしても、被告による本件特許権侵害のおそれは継続しており、原告の本件特許権侵害に基づく差止請求及びイ号物件の廃棄請求については、いずれも理由がある。」

(2) 争点(7) (損害) について

ア 上記のとおり、被告は、イ号物件の輸入、販売、販売の申出により、本件発明1に係る特許権を侵害しているから、被告は、これにより原告が被った損害を賠償する義務がある。

イ 特許法102条2項に基づく損害額の算定

原告は、特許法102条2項に基づく損害額の算定を主張するのに対し、被告は、原告は日本国内において本件発明1を実施していないから、同項の適用はない、仮に同項の適用があるとしても、同項による推定を覆滅する事情が認められると主張する。当裁判所は、被告の主張には理由がなく、本件において、原告に生じた損害額を算定するに当たり、特許法102条2項を適用することができ、同項による推定を覆滅する事情は認められないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 特許法102条2項を適用するための要件について

特許法102条2項は、「特許権者・・・が故意又は過失により自己の特許権・・・を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者・・・が受けた損害の額と推定する。」と規定する。

特許法102条2項は、民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。このように、特許法102条2項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理由はないというべきである。

したがって、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。そして、後に述べるとおり、特許法102条2項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施しているこ

とを要件とするものではないというべきである。

以上に照らして、本件における特許法102条2項の適用の可否について検討する。

(イ) 事実認定

前提となる事実に加え、証拠及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

a 原告とコンビ社は、平成20年10月15日、「赤ちゃん向けおむつ処理製品の販売店契約」（以下「本件販売店契約」という。）を締結した（甲56）。

b 本件販売店契約には、以下の規定がある（甲56。以下、訳文のみを示す。なお、以下において「販売店」とは、コンビ社を指す。）。

● (省略) ●

c 本件販売店契約に基づき、原告は、コンビ社に対し、原告が英国で製造した原告製カセットを販売（輸出）し、コンビ社は、日本国内において、一般消費者に対し、上記原告製カセットを販売している（甲6、50、52）。

d 原告は、コンビ社との間で、おおむね1月ないし2月ごとに定例会議を、1年に1回上層部会議を開催し、原告製品の販売数量の確認、次期販売計画や販促活動の立案、拡販に向けたコンサルティングをし、販売及び販促活動につきコンビ社に対する支援などを行っている（甲63～66）。

e 被告は、少なくとも平成21年7月30日から平成23年12月末日までの間、イ号物件を中国から輸入し、日本国内において販売した（当事者間において争いのない事実）。

f 上記のとおり、被告のイ号物件を輸入、販売する行為は、本件特許権を侵害する。

(ウ) 判断

上記認定事実によれば、原告は、コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、コンビ社を日本国内における原告製品の販売店とし、コンビ社に対し、英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売（輸出）していること、コンビ社は、上記原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売していること、もって、原告は、コンビ社を通じて原告製カセットを日本国内において販売しているといえること、被告は、イ号物件を日本国内に輸入し、販売することにより、コンビ社のみならず原告ともごみ貯蔵カセットに係る日本国内の市場において競業関係にあること、被告の侵害行為（イ号物件の販売）により、原告製カセットの日本国内での売上げが減少していることが認められる。

以上の事実経緯に照らすならば、原告には、被告の侵害行為がなかったならば、利益が得られたであろうという事情が認められるから、原告の損害額

の算定につき、特許法102条2項の適用が排除される理由はないというべきである。

これに対し、被告は、特許法102条2項が損害の発生自体を推定する規定ではないことや属地主義の原則の見地から、同項が適用されるためには、特許権者が当該特許発明について、日本国内において、同法2条3項所定の「実施」を行っていることを要する、原告は、日本国内では、本件発明1に係る原告製カセットの販売等を行っておらず、原告の損害額の算定につき、同法102条2項の適用は否定されるべきである、と主張する。

しかし、被告の上記主張は、採用することができない。すなわち、特許法102条2項には、特許権者が当該特許発明の実施をしていることを要する旨の文言は存在しないこと、上記(ア)で述べたとおり、同項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられたものであり、また、推定規定であることに照らすならば、同項を適用するに当たって、殊更厳格な要件を課すことは妥当を欠くというべきであることなどを総合すれば、特許権者が当該特許発明を実施していることは、同項を適用するための要件とはいえない。上記(ア)のとおり、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきである。

したがって、本件においては、原告の上記行為が特許法2条3項所定の「実施」に当たるか否かにかかわらず、同法102条2項を適用することができる。また、このように解したとしても、本件特許権の効力を日本国外に及ぼすものではなく、いわゆる属地主義の原則に反するとはいえない。

以上のとおり、被告の上記主張は採用することができず、原告の損害額の算定については、特許法102条2項を適用することができ、同項による推定が及ぶ。

(エ) 特許法102条2項に基づく損害額の算定

a 前提となる事実(11)のとおり、本件特許権が成立した平成21年11月6日から平成23年12月末日までの各月におけるイ号物件の販売数量及び売上額は上記一覧表記載のとおりであり、販売数量は合計50万9583個、売上金額の合計は2億1504万3189円である。

b この点について、原告は、イ号物件1個当たりの販売利益額が356円であると主張する。確かに、被告は、反訴請求において、イ号物件1個当たりの販売利益額が356円であることを前提とした主張をするが、同主張は、平成21年10月5日及び同月6日に、被告が西松屋に対して販売したイ号物件の販売数量、販売金額及び仕入原価等に基づいて算出した金額であり、同金額に販売数量を乗ずることにより、イ号物件の販売に関し、原告の請求に係る全期間の被告に生じた利益を算出することは、妥当を欠く。むしろ、被告がイ号物件の販売のために要した費用の詳細が明ら

かではない本件においては、上記期間における被告の粗利益率62.6%
 $(217万2000円〔売上合計〕 - 81万2073円〔仕入原価合計〕)$
 $÷ 217万2000円〔売上合計〕 = 0.626$ 〔小数第4位以下四捨五入〕)をもって、被告の利益
を算定するのが相当である(乙53, 68~70。なお、被告主張の「一
括値引き」は、各納入先との取引条件として、物流負担金、販促協力金及
び割戻金等様々な名目により行われる値引きを指すものと推測されるが、
その詳細は判然とせず、イ号物件の販売に係る利益を算出するに当たり、
これを考慮することはできない。)

c 以上によれば、前提となる事実(11)の各期間に発生した被告の利益額
(売上金額×62.6%)は、以下のとおりである(1円未満切り捨て)。

そうすると、平成21年11月6日から平成23年12月末日までに生
じた、原告の損害は、合計1億3461万7022円と推定される。

期 間	売上金額	被告の利益額 (原告の損害額)	遅延損害金の起算点
平成21年11月 (6日~30日)	211万2980円	132万2725円	平成21年12月1日
平成21年12月	1143万6919円	715万9511円	平成22年1月1日
平成22年1月	642万9236円	402万4701円	平成22年2月1日
平成22年2月	1437万4108円	899万8191円	平成22年3月1日
平成22年3月	1110万2300円	695万0039円	平成22年4月1日
平成22年4月	1573万2943円	984万8822円	平成22年5月1日
平成22年5月	537万5678円	336万5174円	平成22年6月1日
平成22年6月	863万0142円	540万2468円	平成22年7月1日
平成22年7月	943万6498円	590万7247円	平成22年8月1日
平成22年8月	1255万6108円	786万0123円	平成22年9月1日
平成22年9月	878万3248円	549万8313円	平成22年10月1日
平成22年10月	935万8305円	585万8298円	平成22年11月1日
平成22年11月	1286万0108円	805万0427円	平成22年12月1日
平成22年12月	62万3414円	39万0257円	平成23年1月1日
平成23年1月	279万7139円	175万1009円	平成23年2月1日
平成23年2月	713万8714円	446万8834円	平成23年3月1日

平成23年3月	2012万6774円	1259万9360円	平成23年4月1日
平成23年4月	673万5166円	421万6213円	平成23年5月1日
平成23年5月	542万9383円	339万8793円	平成23年6月1日
平成23年6月	410万7493円	257万1290円	平成23年7月1日
平成23年7月	587万9449円	368万0535円	平成23年8月1日
平成23年8月	753万2080円	471万5082円	平成23年9月1日
平成23年9月	579万0891円	362万5097円	平成23年10月1日
平成23年10月	618万9939円	387万4901円	平成23年11月1日
平成23年11月	1028万7950円	644万0256円	平成23年12月1日
平成23年12月	421万6224円	263万9356円	平成24年1月1日
合計	2億1504万3189円	1億3461万7022円	

ウ 逸失利益の不発生ないし推定の覆滅に関する被告の主張について

被告は、以下の(ア)ないし(ウ)の点を根拠として、原告には逸失利益が発生していないか、又は特許法102条2項による推定が覆滅されるべきであると主張する。しかし、被告の主張は、以下のとおり採用することができない。

(ア) まず、被告は、日本国内において原告製品を販売して利益を得ているのは、コンビ社であって原告ではない、また、原告とコンビ社間には、強制的な最低購入量の定めや最低購入量不達成時の経済的な補填の定めがあり、原告には損害が生じないから、原告の損害賠償請求は失当であると主張する。

しかし、被告の上記主張は、以下のとおり採用できない。

すなわち、上記のとおり、原告は、コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、コンビ社を日本国内における原告製品の販売店とし、コンビ社に対し、英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売(輸出)していること、コンビ社は、上記原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売していること、もって、原告は、コンビ社を通じて原告製カセットを日本国内において販売しているといえることからすれば、日本国内において、原告製品の販売から利益を得ているのは、コンビ社のみであるとはいえない。また、原告とコンビ社間に、強制的な最低購入量の定めや最低購入量不達成時の経済的な補填の定めがあると認めるに足りる証拠は存在しない。

のみならず、本件において、被告は、原告製カセットの販売におけるコンビ社の利益額等について具体的な主張立証をしていないことなどに照らすと、コンビ社が原告製カセットの販売をしていることをもって、上記推定の覆滅

を認めることはできない。

(イ) また、被告は、イ号物件がM a r k II本体に使用された場合には、本件発明1の作用効果は何ら奏さないものであって特許権侵害は成立しないから、イ号物件の販売数からM a r k II本体に使用されている個数を控除すべきであると主張する。

しかし、被告の上記主張は、以下のとおり採用できない。

すなわち、平成22年5月24日から平成23年12月27日までの間に、M a r k II本体に関して、被告に対する問合せが合計282件あったことはうかがわれるものの、イ号物件がM a r k II本体に使用された数は不明であり、イ号物件の上記販売数量に占める、M a r k II本体に使用される数量を確定できないから、上記推定の覆滅を認めることはできない。

(ウ) さらに、被告は、①原告製カセット1パック（3個入り）の値段は、イ号物件のカセット1パック（3個入り）に比べて500円高く、イ号物件が供給されなかったときに原告製カセットが購入されるとは限らない、②「アプリカ」のブランド力を理由に製品を購入する消費者が多数存在するものと考えられるから、イ号物件が供給されなかったときに原告製カセットが購入されるとは限らない、③イ号物件の販売以外にも、被告の新製品（非侵害品）や他者の競合品の販売数量の増大、原告製本体の不具合や消費者の使用方法の変更が原告製カセットの販売数減少に影響を与えたなどとして、原告の損害賠償請求は失当であると主張する。

しかし、被告の上記主張も、以下のとおり採用できない。

すなわち、イ号物件も原告製カセットと同様、通常、原告製本体とともに、当該用途にのみ使用されるものであること、イ号物件と原告製カセットの価格差は1パック（3個入り）で500円程度（1個当たり約167円）であること（甲50参照）、原告が日本における販売店に指定したコンビニ社は、日本国内において「アプリカ」とブランド力において遜色はないと推認されること（弁論の全趣旨）に照らすと、イ号物件の販売数に相当する数だけ、原告製カセットの売上げが減少したと解するのが相当であり、「アプリカ」のブランド力、原告製のごみ貯蔵機器に対する競合製品の存在や原告製本体の不具合等をもって、上記推定の覆滅を認めることはできない。

(エ) 以上のとおり、被告の上記主張は採用することができず、原告には被告の侵害行為による逸失利益の発生が認められ、また特許法102条2項による上記損害額の推定の覆滅を認めることはできない。

エ 弁護士・弁理士費用

原告が、本件訴訟の提起及び追行を、原告代理人らに委任したことは当裁判所に顕著であり、本件での逸失利益額、事案の難易度、審理の内容等本件の一切の事情を考慮し、被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士・弁理士費用としては、1346万円と認めるのが相当である。

オ 小括

以上によれば、原告の被告に対する損害賠償請求は、特許権侵害に基づく損害賠償（逸失利益）1億3461万7022円と弁護士・弁理士費用1346万円の合計1億4807万7022円、及び特許権侵害に基づく損害賠償（逸失利益）については、上記一覧表の「遅延損害金の起算点」欄記載のとおり、各期間の各末日の翌日から支払済みまで、弁護士・弁理士費用については、平成24年9月24日付け訴えの変更の申立書の送達日の翌日である同月26日から支払済みまで、いずれも民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

2 反訴について

当裁判所は、原告が被告に対し、被告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知、流布（不正競争防止法2条1項14号）を行ったとはいえず、被告の反訴請求には理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 事実認定

前提となる事実に加え、証拠（乙47～49）及び弁論の全趣旨によると、次の各事実を認めることができる。

ア 被告は、平成21年5月ころ、イ号物件について、同年7月後半ころの発売の見通しが立ったことから、顧客に対し、商品説明及び受注の依頼等の営業活動を開始した。被告は、同年6月ころ、西松屋等からイ号物件の受注の内諾を得た。

イ 前提となる事実(10)のとおり、原告及びコンビ社は、平成21年7月28日ころ、原告及び被告の顧客に対し、本件通知書（乙48）を送付した。同通知書には、次のとおりの記載がある。

「さて、コンビ株式会社は、コンビ／サンジェニックの紙おむつ処理システムを所有・製造している英国法人サンジェニック・インターナショナル・リミテッドの日本におけるすべての顧客及び取引経路について、2008年11月27日付より販売パートナーとして任命されております。」

「これらの製品は、1993年の日本市場での発売以来、長い間成功を博してきました。その間、サンジェニックの開発・生産システムは、マーケット・リーダーとしての地位を確立し、当該事業は当該分野における豊富な知識を蓄積し、英国の生産拠点から日本市場へ高品質な製品が納品されるよう、常に技術に関する特許に基づいた製品開発に投資を続けてきました。コンビ／サンジェニックの紙おむつ処理システムの構成部分（ポット本体、スペアカセット及びフィルム）は、使用済みおむつの処理のために、高品質、機能的かつ衛生的な解決方法を提供するようデザインされています。・・・」

「紙おむつ処理システムの開発・生産者として、サンジェニックは、紙おむつ処理ポット及びスペアカセットのデザイン及び生産について、世界各地で多くの知的財産権を有しています。サンジェニックは、・・・競合製品が

当社の知的財産権を侵害していると知った場合には、・・・当該侵害を行った生産者もしくは小売店に対して、徹底して当社の事業を守ります。」

ウ 被告は、平成21年7月28日ころ、複数の顧客から、イ号物件の取引を控える旨の通知を受けた。

エ 被告は、顧客に対し、平成21年7月28日付け通知書（乙49）を送付し、「この度発売予定の弊社製品が他社の特許権を侵害することは決してないということを皆様にお伝えしたいと思います。」等と通知した。

オ 原告は、被告に対し、平成21年12月8日、本訴を提起した。

(2) 判断

上記認定事実によると、原告による本件通知行為は、被告によるイ号物件の販売時期と重なるものではあるが、本件通知書においては、原告の保有する知的財産権や、侵害行為に関する侵害の主体、侵害品等について具体的な表示がされているわけではない。また、本件通知書には、「紙おむつ処理ポット及びスペアカセット」について、「競合製品が当社の知的財産権を侵害していると知った場合」には、「当該侵害を行った生産者もしくは小売店に対して、徹底して当社の事業を守ります。」と記載され、同記載は、原告が自ら保有する知的財産権の侵害の事実を知った場合には、侵害者に対して権利行使をして、自社事業を守るとの一般的な意向が示されたものと理解される。

上記の記載内容によれば、本件通知行為をもって、「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実」を告知、流布する行為と認めることはできない。

これに対し、被告は、本件通知行為が行われた時期や、原告製本体に装着可能な商品が被告のイ号物件しか存在しないなどの事情の下では、本件通知書に、被告の名称が明示されていなくとも、その送付を受けた顧客において、当該事実は被告に関する事実であると理解できる程度に特定されているから、不正競争防止法2条1項14号の信用毀損行為に該当すると主張する。

しかし、被告の上記主張は、採用することができない。すなわち、本件通知書の記載は、原告が「紙おむつ処理ポット及びスペアカセット」に関し、原告及び被告の顧客に対し、原告の保有する知的財産権の侵害の事実を知った場合には、侵害者に対して権利行使して自社事業を守る旨の一般的な意向を表明したに止まること、イ号物件は、本件通知書送付の3か月余り後に登録された本件特許権を侵害するものであったこと、原告は、本件通知書送付の約4か月後に本訴を提起したことが認められる。

以上によれば、本件通知書の送付は、原告が知的財産権の行使の一環として行ったものであり、被告の信用を毀損して原告が市場において優位に立つことを目的としたものとはいえず、内容ないし態様においても社会通念上著しく不相当であるとはいえず、権利行使の範囲を逸脱するものとはいえない。また、イ号物件は、本件意匠権を侵害するものではないが、原告が、イ号物件を本件登録意匠の類似の範囲に含まれると解したことに全く根拠がないとはいえない

などの諸事情を総合考慮すれば、原告の告知行為を違法であると評価することはできない。

さらに、被告は、平成21年7月22日ころから、原告が、西松屋や赤ちゃん本舗等の被告の大口取引先を訪問し、原告の製造するカセットを純正品であると称し、原告製品以外の商品は、知的財産権侵害の法的問題があるから取扱いを避けるように告知、流布したことが、「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実」を告知、流布する行為に当たると主張し、これに沿う証拠として、被告社員Aの陳述書（乙47）を提出する。しかし、上記陳述書には、Aが西松屋のBから聞いたとする伝聞が記載されているにすぎず、その内容も、原告（ないしは原告の関連会社）とコンビ社の訪問を受け、「純正品以外の商品は法的に問題のある商品であるので、純正品以外の使用を控えて欲しい。純正品以外を使用した場合のカスタマーサービスはお断りする」などと言われたというものであって、これをもって、原告が「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実」を告知、流布する行為をしたと認めることはできない。

その他、原告が被告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知、流布したことを裏付ける証拠はない。

(3) 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告の反訴請求は理由がない。

3 結論

以上のとおり、原告の本訴請求（当審において拡張された請求を含む。）は、主文第1項の(1)ないし(3)の限度で理由があり、その余の請求は理由がないから、原告の控訴及び当審における請求拡張に基づき、原判決を主文第1項のとおり変更し、被告の控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 原告は、平成5年頃以降、旧アプリカを日本の総代理店とし、平成15年11月26日には包括的な販売代理契約を締結したが、その契約書には①本契約が終了した場合、原告から許諾を受けた原告のすべての知的財産権の利用を中止し、また旧アプリカが知的財産権を保有すると表示するすべての印刷物を原告に返還又は無償で廃棄しなければならないこと、②旧アプリカは、製品の販促や広告、知的財産権の使用を中止しなければならないこと、③知的財産権には、領域を問わず、特許、商標、サービスマーク、商号、ブランド名、著作権、デザインに関する権利、ノウハウ、機密情報、その他の知的財産権で、それらに付随するあらゆる業務上・営業上の信用も含むことになっていた。

旧アプリカは、原告との上記契約に基づき、原告製品を輸入して販売したが、平成5年頃からはMark I本体、平成11年頃からはMark II本体、平成18年からはMark III本体と称する「ごみ貯蔵機器」及び対応「ごみ貯

蔵カセット」の販売であった。このうち、ごみ貯蔵カセット回転装置を備える構成のものはM a r k IIIだけであった。

しかし、米国法人N e w e 1 1 社が平成20年3月7日付契約により、旧アプリカの事業を取得することに伴い、本件販売代理契約の契約上の地位を、旧アプリカからN e w e 1 1 社に移転することに合意し、旧アプリカはN e w e 1 1 社が日本に設立した被告に対し、事業を譲渡した。

ところが、原告は、平成20年10月、同年11月27日以降は本件販売代理契約を更新しない旨を通知したことにより、新たにコンビ株式会社と平成20年10月15日、赤ちゃん向けおむつ処理製品の販売店契約を締結し、原告は同年11月27日以降、コンビ社を日本における総代理店とした。

2. 原告は、被告との間の販売契約が終了後も被告が販売行為を継続していたためか、被告の顧客に対し本件「通知書」を送付し、知的財産権の侵害の違法行為に注意するように警告した。

3. 原告は被告に対し、イ号物件は、本件発明1（請求項14）の構成要件を全部充足する直接侵害品であると主張し、侵害行為の差止めと損害賠償を請求したのである。これに対し、被告は反訴として、原告が被告の顧客に与えた警告は、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知又は流布に当たる不正競争行為であるとして損害賠償の請求をしたのである。

そこで、東京地裁は本訴において、イ号物件目録の製品の輸入、販売又は販売の申出をしてはならないこと及び在庫製品を廃棄することの差止請求を認めるとともに高額の損害賠償請求を認めたのである。

しかし、意匠権侵害については、本件登録意匠とイ号物件とはその全体の構成態様を対比して、両者の共通点は差異点を凌駕するほどの影響を看者に及ぼすものとはいえないとして非類似の判断をしたのである。

ところで、東京地裁は原告の特許権に関し、被告による原告に対する直接侵害行為の禁止と損害賠償請求とを認容した原告勝訴の判決をしたのである。

さらに、当事者双方から控訴を受けた知財高裁は、その損害賠償の金額を抜本的に見直し、結果的には7倍強の約1億4800万円の損害賠償金の支払い判決を出したのである。

4. 控訴審の知財高裁においては「特別部」という組織体が結成され、飯村判事（一部長）、塩月判事（二部長）、芝田判事（三部長）、土肥判事（四部長）及び知野判事（三部）の5人の裁判官の合議体で審理がなされた。「大合議部」といえば、P B P特許権侵害差止請求控訴事件の知財高裁平成24年1月27日判決（東京地裁平成22年3月31日（民29部）判決）を思い出すが、合議体の名称は若干異なっても、その意義は同じであろう。ただP B P事件は、

同種の特許権侵害事件におけるクレームの解釈が、下級審によって異なる事実認定をしていることから、これを統一した解釈を示して侵害の有無を判断すべしとの至上命令から、大合議部が組織されたと聞いているところ、本件はそのような内容の事案ではない。

そうすると、東京地裁における損害賠償金額の算定方法に知財高裁（3部）では疑問をもち、これは大合議部で審理すべきであると決められ「特別部」となったのではないかと推測する。

5. 知財高裁は、まず本訴において、被告は、本件発明1に対する当業者の容易想到な設計変更事項であると主張したことに対し、「技術的観点から何らの根拠を示して」いないから、採用することはできないと判示した。

また、意匠権侵害については、原告による類似の主張は否認され、成立しなかったが、ただその中で、地裁判決が記載している「美観」はすべて「美感」と改めさせられた。これは当然であり、筆者が以前から指摘していた記載の誤りが、公に認定されたといえる。意匠法の規定の中には「美感」(aesthetic feeling) はあっても「美観」(aesthetic appearance) はなく、両者の意味は大いに異なるのである。

また、被告が主張していた特許無効の抗弁は否認されたが、被告が本件特許権侵害の事実を争い、かつ本訴提起後も平成23年12月末日まで、イ号物件の販売を続けていたこと、イ号物件の在庫が存在する可能性があることなどから、被告による本件特許権侵害のおそれは継続していると認定し、原告の請求はいずれも理由があると判示したのである。

6. ところで、問題は、本件発明1に係る特許権を侵害している被告が、これによって原告が被った損害を賠償しなければならない義務を負うことになった金額の算定法である。

そこで、高裁は、原告が主張する特許法102条2項に基づく損害額の算定に入ったが、被告はこれに対し、原告は日本国内において本件発明1を実施していないから、同項の適用はない、仮に同項の適用があるとしても、同項による推定を覆滅する事情が認められると主張した。

しかしながら、裁判所は、被告の主張には理由がなく、本件において、原告に生じた損害額を算定するに当たり、特許法102条2項を適用することができるし、同項による推定を覆滅する事情は認められないと判断したのである。

裁判所は、同条項の立法理由について「民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ」その立証等を特許権者である原告がすることの困難から、「侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者

の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。」と説示している。

したがって、特許権者である原告は、被告による侵害行為がなかったならば利益を得られたであろうという事情が存する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであると説示した上で、同条項の適用に当たり、特許権者が当該特許発明を実施していることは要件とするものではないと説示したのである。その上で、裁判所は本件における同条項の適用の可否について検討した。

その結果、原告は、コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、コンビ社に対し英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売（輸出）し、コンビ社は上記原告製カセットを日本国内において一般消費者に対し販売し、被告はイ号物件を（中国で製造し）日本国内に輸入し、販売することにより、コンビ社のみならず、原告とも、ごみ貯蔵カセットに係る日本国内の市場において競争関係にあること、イ号物件の販売によって原告製カセットの日本国内での売上げが減少していることが認められるから、原告には、被告の侵害行為がなかったならば、利益を得られたであろうという事情が認められ、原告の損害額の算定について特許法102条2項の適用が排除される理由はない、と裁判所は認定した。

そして、裁判所は、特許権者が当該特許発明を実施していることは、同項を適用するための要件とはいえないし、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば、利益を得られたであろうという事情が存する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであると説示したのである。

7. そこで、裁判所は次に、特許法102条2項に基づく損害額を算定したのが一覧表となっている。これは、本件特許権が成立した平成21年11月6日から平成23年12月末までの各月におけるイ号物件の販売数量と売上額であり、販売数量は合計50万9583個、売上金額の合計は2億1504万3189円である。

この中で、原告はイ号物件1個当たりの販売利益額は356円と主張し、被告も同額を主張するが、これに対して裁判所は、「平成21年10月5日及び同月6日に、被告が西松屋に対して販売したイ号物件の販売数量、販売金額及び仕入原価等に基づいて算出した金額であり、同金額に販売数量を乗ずることにより、イ号物件の販売に関し、原告の請求に係る全期間の被告に生じた利益を算出することは、妥当を欠く。」と認定した。そして、新しい見解を裁判所は説示したのである。

その結果、裁判所は、被告の利益額（売上金額×62.6%）がそのまま原告の損害額となるから、合計1億3461万7022円と推定されると認定したのである。すると、この金額が、被告の侵害行為による原告の逸失利益の発

生と認定し、特許法102条2項による上記損害額の推定の覆滅も認めることができないと判示したのである。

以上の裁判所の認定及び判示は、読者にとって論理的に筋が通っていてよく理解することができるから、妥当といえるであろう。

8. 次に、原告が委任した弁護士・弁理士費用について裁判所は、本件での前記損害額、事案の難易度、審理の内容等本件の一切の事情を考慮し、被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士・弁理士費用として1346万円と認めるのが相当であると認定したが、この金額は原告が被った前記損害額の約10%に相当することになる。この費用の金額も妥当といえるであろう。

これによって、筆者が日頃疑問に思っていた勝訴判決における代理人等費用の少額性に対し、合理的な算定法が示されたものとして納得することができるといえる。

9. ところで、被告の反訴について裁判所は、原告は被告に対し、被告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知、流布を行ったとはいえず、反訴請求には理由がないもの判示した。

裁判所の認定によると、本件通知書には、原告の保有する知的財産権（具体的な権利の内容や番号等の表示はない）や侵害の事実を知ったときには権利行使をして自社事業を守るという一般的な意向が示されているだけであるから、このような内容の通知行為をもって、法2条1項14号に規定する不正競争行為と認めることはできないと判示したが、妥当であろう。

このように、本件通知書の送付は、原告の知的財産権行使の一環として行ったもので、被告の信用を毀損して原告が市場において優位に立つことを目的としたものとはいえず、内容ないし態様においても社会通念上著しく不相当とはいえず、権利行使の範囲を逸脱するものといえないと認定された。

ただ、イ号物件に対する本件意匠権による非類似性の判断との関係については、「全く根拠がないとはいえないなどの諸事情を総合考慮すれば、原告の告知行為を違法であると評価することはできない」と認定していることについては、これは包括論的な考え方であるが、疑問なしとしない。

10. 損害賠償額の高さとこれに比例して算定された弁護士等費用の高さについては、「切餅」特許権侵害差止控訴事件の平成24年3月22日判決が参考になるであろうから、E-9を参照されたい。この事件でも、損害賠償額は特許法102条2項の規定に基づいて算定されたのであるが、弁護士等費用にあっては、これと因果関係があるものとして10%が加算された。ちなみに、この事件では、前者は7億2977万9264円、後者は7298万円とされたのである。

11. なお、本件控訴判決に対しては、被告は直に上告したと報じられているが、前記「切餅」事件の上告審については、平成24年9月19日に上告棄却の決定となっている。

〔牛木 理一〕

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4402165号
(P4402165)

(45) 発行日 平成22年1月20日(2010.1.20)

(24) 登録日 平成21年11月6日(2009.11.6)

(51) Int.Cl. F I
B 6 5 F 1/06 (2006.01) B 6 5 F 1/06 Z

請求項の数 20 外国語出願 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2009-135619 (P2009-135619)	(73) 特許権者	500372315
(22) 出願日	平成21年6月5日(2009.6.5)		サンジェニック・インターナショナル・リ
(62) 分割の表示	特願2006-536164 (P2006-536164) の分割		ミテッド
原出願日	平成16年10月21日(2004.10.21)		イギリス国、エヌイー・23・7アールエイ
(65) 公開番号	特開2009-263138 (P2009-263138A)		チ、ノーサンバーランド・クラムリングト
(43) 公開日	平成21年11月12日(2009.11.12)	(74) 代理人	ン・ダッドレイ・レーン (番地なし)
審査請求日	平成21年7月6日(2009.7.6)		100058479
(31) 優先権主張番号	0324764.0		弁理士 鈴江 武彦
(32) 優先日	平成15年10月23日(2003.10.23)	(74) 代理人	100108855
(33) 優先権主張国	英国 (GB)		弁理士 蔵田 昌俊
早期審査対象出願		(74) 代理人	100091351
			弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683
			弁理士 中村 誠

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ごみ貯蔵機器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、

前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環と、該上部環から下方へ延びる円筒壁と、前記ごみ貯蔵カセットを回転させるためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、前記ごみ貯蔵カセットを前記内側へ突出するフランジから吊り下げるように構成された、ごみ貯蔵機器。

【請求項2】

前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記ごみ貯蔵カセットの前記外側壁に設けられ且つ前記外側壁から突出する構成と係合するように配置された構成を備える請求項1記載のごみ貯蔵機器。

【請求項3】

ごみを包むための袋織りを入れている回転可能なごみ貯蔵カセットを受け入れるように構成されているごみ貯蔵機器であって、

前記機器は、包まれたごみのごみ貯蔵容器内に向けて通過するための喉部をさらに備え

、前記ごみ貯蔵カセットを受け入れる小室内には、包まれたごみの把持部が前記喉部に設けられ、前記包まれたごみの把持部は、包まれたごみ用の孔の周りに柔軟な把持領域を備える、請求項 1 又は請求項 2 に記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 4】

前記包まれたごみの把持部は柔軟なダイヤフラムである請求項 3 記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 5】

前記ダイヤフラムは中央の包まれたごみ用の孔を有する請求項 4 記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 6】

前記孔は、各々が丸い突出部を有する複数の把持指を含んでいる請求項 5 記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 7】

回転可能な袋織りカッター及び前記カッターが一回転できるように解放可能な回り止めを含んでいるごみカセット小室の蓋をさらに備えた請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 8】

一方向にだけの回転を許可するために、前記回転可能なカッターと関連したラチェットをさらに備えた請求項 7 記載のごみ貯蔵機器。

【請求項 9】

ごみ貯蔵機器の上部に設けられた小室内に回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、

前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、前記ごみ貯蔵カセットを支持し且つ回転させるために、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成と、を有し、

前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵カセット。

【請求項 10】

前記構成は、フランジ形状を有し、前記外側壁の環状方向に設けられた、請求項 9 に記載のごみ貯蔵カセット。

【請求項 11】

ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、

前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環と、該上部環から下方へ延びる円筒壁と、前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、

前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵機器。

【請求項 12】

ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、

10

20

30

40

50

前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環と、該上部環から下方へ延びる円筒壁と、前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、

前記ごみ貯蔵機器は、包まれたごみがごみ貯蔵容器内に向けて通過するための喉部をさらに備え、

前記ごみ貯蔵カセット小室内には、前記ごみ貯蔵容器の壁に向けて包まれたごみをガイドするように用いられるために、包まれたごみガイドが前記喉部に設けられており、

前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵機器。

10

【請求項 13】

ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、

前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環と、該上部環から下方へ延びる円筒壁と、前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、

20

前記ごみ貯蔵機器は、回転可能な袋織りカッターと、前記カッターが一回転できるように解放可能な回り止めとを含んでいるごみカセット小室の蓋をさらに備え、

前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵機器。

30

【請求項 14】

ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、

該ごみ貯蔵カセットは、

略円柱状のコアを画定する内側壁と、

外側壁と、

前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、

前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、

40

前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、

前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵カセット。

【請求項 15】

前記貯蔵部に入れられたごみ貯蔵袋織りをさらに備える請求項 14 に記載のごみ貯蔵カセット。

【請求項 16】

前記構成は、フランジ形状を有し、前記外側壁の環状方向に設けられた、請求項 14 又は 15 に記載のごみ貯蔵カセット。

50

【請求項 17】

前記小室に接触せずに吊り下げられるように構成された、請求項 9、10、14乃至16のいずれか1項に記載のごみ貯蔵カセット。

【請求項 18】

前記構成は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に直接係合するように構成された、請求項9又は10に記載のごみ貯蔵カセット。

【請求項 19】

前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、前記ごみ貯蔵カセットを支持し且つ回転させるために、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記ごみ貯蔵カセット小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成とを備える請求項7又は8記載のごみ貯蔵機器。

10

【請求項 20】

前記構成は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に直接係合するように構成された、請求項14乃至17のいずれか1項に記載のごみ貯蔵カセット。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、例えば、おむつのようなごみを貯蔵するごみ貯蔵機器に関する。

【背景技術】

20

【0002】

1つの公知の貯蔵機器が、英国特許第2206094号明細書（本件明細書において組み込まれている。）に開示され、図1に参考として示されている。前記機器は特に、赤ちゃんのおむつや他の個人的なごみ材料のようなごみの、その後の処分のための貯蔵に有用である。プラスチック容器21は、内部のフランジ22と共に形成されており、該フランジ22から上方に円筒23が延びている。

【0003】

ある長さのひだをつけられた柔軟な袋織り2が豊富に円周方向に内部に收容された管状コア1からなるパックが、前記コア1が前記フランジ22上に配置され、前記円筒23上で回転するようにして、前記容器21内に配されている。特に実例としては赤ちゃんの処分されるおしめである、物体の一連のパッケージを形成するために前記パックを使用し始めるために、前記柔軟な袋織り2の先端が上方に引っ張られ、結び目24として結ばれる。この閉鎖された端部が、前記袋織りのある長さに沿って形成される1つの包装物の底を形成することになる。このことは、前記コア1と包装されるべき物体のそばの円筒23内で前記閉鎖された端部を下方に押すことによってなされる。

30

【0004】

このことが行われる時に、前記柔軟な袋織りが損傷しないように十分に滑らかに作製された前記コア1の上端部25（図1）を越えて、ひだをつけられた長さから前記柔軟な袋織り2が滑る。前記コア1は、ほぼ4インチ（10.16cm）の直径でよいが、当然に、前記柔軟な袋織り2の直径は、実質的にこれ以上である。

40

【0005】

前記物体が同心のコア1と円筒23中に完全に投げ込まれると、前記パッケージは、前記物体の上方で前記柔軟な袋織り2をねじることにより閉じられる（図1）。このことは、ひだをつけられた袋織りをその上に置いた状態で、前記コア1を回転することによりなされる。このために、前記コア1の頂部において切頭円錐形の内部表面51に適合する先細の外部表面を持って形成された付随的な環状フランジ50を有している、ユニット31が形成されている。この手動でのねじり操作の間、前記容器21に固定され、前記パッケージに係合するように半径方向内方に突出している複数のばね52によって、前記パッケージは、前記コアの軸に関して回転しないようにされている。これらのばねは前記容器21の周りに等距離で離間している。前記ねじり操作の間に前記柔軟な袋織りが滑るのを防

50

止するために、前記切頭円錐形の内部表面 5 1 上に、上方に延びる複数の隆起を分割する複数の狭い溝が形成されている。

【 0 0 0 6 】

前述した手段によって、一連の結合した複数の閉じられたパッケージ 3 5 が形成され、このことは、前記ひだをつけられた袋織り 2 がなくなるまで継続することができる。図 1 の配置では、前記複数のパッケージは、通常は適当な形式の手動で閉鎖状態が保持される蝶番のある基底 5 3 で、底部が閉じられた前記容器の貯蔵部 3 6 に集まる。ごみ処分施設への移送のために、前記貯蔵部 3 6 から前記複数のパッケージを取り除く必要がある時には、最上部のパッケージは、その上方のねじられた閉鎖 3 0 の上部で切断され、前記貯蔵部の端部を通過して前記複数のパッケージを取り除くために、前記蝶番のある基底 5 3 が開かれる。前記複数のパッケージ間の前記ねじられたシールが緩みだしたとしても、蓋と新しく形成されたいちばん上のねじられたシールが、匂い、蒸気、及びガスが周囲の大気中に漏れるのを防止する。しかしながら、前記袋織り 2 が高密度のポリエチレンで製造されている場合には、前記ねじられた接合部は著しく堅く締まったままであることが、解っている。

10

【 0 0 0 7 】

このような配置の改良が、英国特許第 2 2 9 2 7 2 5 号明細書（本件明細書において組み込まれている。）に開示され、図 2 として示されている。引入口エッジ 1 5 を有し外方に朝顔形に開いたじょうご 1 2 が、先細のジョイント 1 6 で、前記コア 1 の頂部に取り外し自在に結合されている。前記物体が下方に押し込まれる時に、前記じょうごの朝顔形の部分に袋織りの新鮮で衛生的な層をもたらすために、前記柔軟な袋織り 2 は、前記じょうご 1 2 の前記引入口エッジ 1 5 を越えて前記パックから引き出されるので、前記じょうごは、前記機器の衛生をなおいっそう改良したものである。前記じょうご 1 2 は、ねじられた閉鎖 3 0 を得るためにねじられる。別のばね配置 1 4 が図 2 に示され、英国特許 2 2 9 2 7 2 5 号明細書に充分に開示されている。

20

【 0 0 0 8 】

英国特許第 2 2 0 6 0 9 4 号明細書及び英国特許第 2 2 9 2 7 2 5 号明細書は、共に、処分するために前記複数のパッケージを取り除く必要がある時に、前記袋織りを切断する切断装置をさらに開示している。図 3 を参照すると、前記切断手段は前記ユニット 3 1 に込みこまれている。前記コア 1 の頂部あるいはじょうご 1 2 にはまり込んだフランジ 5 0 と共に形成された外側リング 5 5 と前記リング 5 5 内で自由に回転する円板 5 6 を備えた 2 部に分かれたユニットである前記ユニット 3 1 内に組み入れられている。前記円板 5 6 は円形の透明シート 5 7 を含んでおり、それを通して使用者はねじられた柔軟な袋織りを見ることができ、相対的に静止したフランジ 5 0 内部の狭い複数のフランジ間に配置された水平フランジ 5 8 及び垂直フランジ 5 9（図 1）を有する角度部分リング内にセットすることができる。前記透明シート 5 7 上部に、前記角度リング 5 8、5 9 内に、3 つの指部 6 0 が 1 2 0 ° 間隔で固定されている。カッターユニット 6 1 が前記フランジ 5 8 の下方に固定されている。この機器は、上部のアーチ形部分 6 2 と下部の先細の靴状部 6 3 を有しており、それらの主たる部分で両者間に隙間を有している。この隙間の閉じた終端部の近くに、相対的に静止したフランジ 5 0 にできるだけ近接して金属の切断刃 6 4 が固着されており、前記蓋 3 1 を取り除くときに、人の指を傷つけないように、前記刃が覆われている。この蓋の優れた材料は、プラスチック材料又は金属である。

30

40

【 0 0 0 9 】

前記カッターユニット 6 1 を操作するために、前記複数の指部 6 0 又は他の適切な複数の指部の全周の回転によって、前記円板 5 6 は回転させられる。この運動中に、前記先細の靴状部 6 3 は、最上部のねじり 3 0 から前記コア 1 へと外方に朝顔形に開いている、前記柔軟な袋織りの半径方向にひだをつけられた緊張した部分 6 5 を貫く。前記円板 5 6 をさらに回転すると、前記切断刃 6 4 が前記袋織り材料の周囲を切断し、前記コア 1 上に残っている柔軟な袋織りから前記最上部のパッケージをきれいに分離する。前記カッターユニットは、1 2 0 ° 間隔で作動する解放可能な指状廻り止めを、さらに含んでいる。

50

【0010】

さらなる改良は、国際公表99/39995号公報(本件明細書において組み込まれている。)に開示され、図3に関して上述したと類似のタイプのカッターを開示しているが、ごみ貯蔵容器の蝶番のある蓋と一体的に形成されている。前記蝶番のある蓋は、前記容器を閉鎖するために下方に揺動し、結果として前記カッターは、簡単な切断装置として自動的に前記袋織りに係合する。

【0011】

さらなる改良のための種々の領域が、公知の機器に関して存在する。前記袋織りをねじめることは手動でなされ、上述した前記じょうご状装置があるけれども、使用者の両手が直接好ましくないであろう前記袋織りに接触する必要がある。前記袋織りが回転しないように保持する現存するばね配置は、いくつかの場合、パッケージが前記複数のばねによって確実に保持されているのかどうかに関して、使用者に十分な触覚のフィードバックを与えない。さらに、包装材料は、その周囲を一様でなく堅く保持され得るので、前記切断操作は損なわれる。さらに、複数のパッケージ間の個々のシールを取り除いて、前記複数のばねの下方に吊るされた複数のパッケージをねじめることはできない。

10

【0012】

現存するカッターのデザインでは、繰り返しての確認なしでは、完全な切断が成されたのかどうか不明確であり、前記カッターが誤った方向に回転するかも知れない危険性もある。

20

【0013】

カセットの設計に関しては、異なる容器の大きさに対して、異なるカセットの組が必要となることが判った。さらに、前記カセットの回転抵抗を最小にすることが望ましい。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0014】

【特許文献1】英国特許第2206094号明細書

【特許文献2】英国特許第2292725号明細書

【特許文献3】国際公表99/39995号公報

【発明の概要】

【0015】

本発明は、添付された請求項において詳述される。

30

【0016】

本発明を、図面を参照しつつ、実施例によって具体的に説明する。

【0017】

概観すると、本発明は、改良されたごみ貯蔵機器及びカセットを提供する。前記ごみ貯蔵機器は、使用者の把持部をもつ外側の回転可能な円板を備えている。前記回転可能な円板は前記カセットに係合し、前記カセットそれ自体、あるいは前記袋織りに触れる必要がなく、ほとんど苦もなく、前記カセットは手動でねじる又は回転させることができる。

【0018】

前記ねじり操作は、従来型のばねに代えて中央孔を有する上部把持ダイヤフラムとすることで、さらにいっそう改良されている。結果として、前記パッケージは、強固にそして連続的にその周囲を、ねじり動作に対して保持され、個々のパッケージはより効率的に密閉される。また、この装置は、使用者により良い触覚の反応を提供し、前記袋織りをより強固に保持し、改良された切断を可能にすることが解る。さらに、下部ガイドダイヤフラムは、前記容器の壁方向に向けられた三角形のフラップを規定する中央孔を含んでおり、パッケージが前記孔を通過したときに、このパッケージが前記容器の側面に向けて押され、前記袋織りが前記容器の下部内でねじられないように、該側面に対して保持する。

40

【0019】

前記カッターは前記蓋内に備えられているが、360°の回転毎に係合する単一の回り止めを含んでおり、使用者が完全な切断を意味する完全な一ねじりが実行されたときを確

50

認することができる。さらにまた、前記カッターは、切断方向にだけ回転するようにラチェット装置を有している。

【0020】

さらなる改良は、前記カセットは、その外側円筒状壁周りの環状フランジから吊るすように設計されており、その結果として、多数の異なるタイプの容器に据え付けることができ、回転するために低抵抗である。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】公知の機器の部分的に切断された側面図である。

【図2】他の公知の機器の部分的に切断された側面図である。

【図3】公知の切断装置の表に見えない平面図である。

【図4】本発明のごみ貯蔵機器の横断面図である。

【図5】本発明の、カセットを回転させるための回転する円板の横断面図である。

【図6】カセットを保持した図5の回転する円板の横断面図である。

【図7】本発明の、カッターと蓋の横断面図である。

【図8】本発明の、蓋とカッター装置の詳細を示す斜視図である。

【図9】本発明の上部把持ダイヤフラムの平面図である。

【図10】本発明の下部ガイドダイヤフラムの平面図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0022】

図4を参照すると、前記機器がより詳細にわかる。基本的な操作は、図1から図3を参照して上述したと同様であり、重複を避けるためにここでは詳述しない。同様に、共通の部分には共通の参照符号を付している。前記機器は、じょうご12を越えて袋織り2が下方に引き出されているカセット1が装備された小室(chamber)を含んでいる。前記じょうご12は前記カセットに押し込まれ整合しており、信頼性のある締めりばめを提供する。前記袋織りの頂部が、図面の理解を容易にするために模式的に透明で示されており、前記袋織りは、複数のねじりにより分離された複数のおむつのような複数のパッケージ35を含んでいる。

【0023】

前記機器は、ハンドル102を備えた回転可能なスピナー又は円板100を含んでいる。前記円板100は、前記小室上に形成された環状リム104上で回転するように据付られている。前記カセット1は、その外壁の周囲に、前記肩104上に載っている環状フランジ106を有しており、前記袋織り2にねじりを起こさせるために、前記円板100の回転は前記カセットを回転させる。別の実施例(図示せず)では、前記カセット上の前記環状フランジ106は、前記小室それ自体に形成された構成上に置かれ、前記円板100は、前記カセット内の複数の切り欠きのような構成と係合作用をする複数の突起のような構成を含んでいる。いずれにしても、より簡単な、及び回転するためにより少ない抵抗を持つ、カセット回転手段が提供される。

【0024】

蝶番のある蓋70が、さらに前記小室上に設けられている。前記蝶番のある蓋70は一体的なカッター57を含んでおり、前記蓋70が閉鎖された時に、前記カッター57は、図3に関して上述したと同様にして前記袋織りを切断するために、前記じょうご12に衝突して前記袋織り2に係合する。本発明による前記カッターの特別な形態は以下により詳しく記述される。

【0025】

前記小室は、さらに、前記カセットの下方の、前記小室の口部分に設けられ、柔軟な材料から形成された適当な構成上に据付られた上部把持ダイヤフラム120及び下部ガイドダイヤフラム122を含んでいる。前記上部把持ダイヤフラム120は、中心開孔を有しており、該中心開孔は、例えば円形又は以下により詳細に説明する複数の丸い突出部を有する円形であってよく、前記回転可能な円板100による前記カセットの回転に逆らって

10

20

30

40

50

パッケージを保持するために配されている。前記下部ガイドダイヤフラム 1 2 2 は、以下により詳細に説明する V 形の切り込みを有しており、パッケージ 3 5 が押し込まれた時、回転とねじられないことを防止するために、前記パッケージ 3 5 が容器 2 1 の側面の方に導かれ、係合するのを確実にする。前記ダイヤフラム 1 2 2 は前記パッケージ 3 5 を、前記パッケージ 3 5 との接触を容易にするための付加的なユニット式の内部壁又は縦溝彫りの部分を有する側面 2 1 a 方向へ導くことが理解できるだろう。蝶番のある蓋、回転する円板、カセット、上部及び下部ダイヤフラムは、すべて容器 2 1 の頂部に備えられており、該頂部は、前記容器 2 1 内に貯蔵されたごみを取り除くことができるように、前記容器 2 1 の上部から外すことができる。前記 2 つの部分は適切な捕捉手段で、互いに保持することができる。そして、随意に、前記捕捉手段は、また前記容器を全体的に移動する際の一体的な取っ手を提供する。

10

【 0 0 2 6 】

前記回転可能な円板とカセット装置を、図 5、図 6 を参照して詳細に説明する。前記回転可能な円板 1 0 0 は、使用者による前記円板の自由な回転を容易にするために回転する、前記ハンドル 1 0 2 が装着されたポストを備えた上部環 1 1 0 を含んでいる。外側の円筒状の壁 1 1 2 は前記環 1 1 0 から垂れ下がっており、該壁の下部表面は図 4 に見るように前記小室の支持表面上に支持されている。内側の円筒状壁 1 1 4 は前記環 1 1 0 の内側端部から垂れ下がっており、図 6 から理解できるように、その基底で前記カセット 1 を支持する前記肩を規定する内側方向に突出した環状支持フランジ 1 1 5 を備えている。前記カセット 1 は、その外壁上に、前記支持フランジ 1 1 5 上に載っている外方向に突出する環状フランジ又はくちびる 1 1 6 を備えている。さらに、前記外側円筒状壁の下部表面から突出している突出部 1 1 8 は、完全な回転係合を確実にするために、前記カセット 1 内で凹所又は孔 1 1 9 に係合する。前記孔 1 1 9 は、例えば、製造工程中に袋織りが前記カセット内に挿入されたとき、空気を逃がすための通気孔としても役立つ。前記カセットは、その外部表面の周囲に、前記回転可能な円板 1 0 0 上の協同する突出部又は他の形成部と係合する複数の軸方向に方向付けられたリブを担持することができる。前記上部環 1 1 0 は、使用者が前記カセットの中央孔を通して、前記袋織りを引き出すために前記袋織りに接触することが可能となる切り取り部を含むことができる。前記袋織りは、それが空になるのが近づいたときに、使用者に表示するための在庫切れの指示部として、その下方端部に色付け又は他の指示部を担持することができる。

20

30

【 0 0 2 7 】

図 7 を参照すると、前記蝶番のある蓋 7 0 が、外部の下向きに曲線状の表面唇状部 2 5 2 と、内側上方向に突出した円筒状のガイド唇状部 2 0 4 を備えた、内方の概して水平の環状フランジ 2 0 2 を有した中央の円形開口を形成している、下向きに半球形にふくらんだ内方の表面部分 2 5 4 とを有する円板状縁部 2 5 0 を含んでいるものとしてより詳細に記載されている。前記カッター 5 7 は、蝶番のある蓋のガイド唇状部 2 0 4 に対して回転可能に据え付けられた適切な握り部（図示せず）をもつ概して円形部分、及び回転ガイドを形成するために、ガイド唇状部 2 0 4 に対して係合する協同する内方唇状部 2 0 8 を備えた、ハンドル部 2 0 6 を含んでいる。前記ハンドル部 2 0 6 から垂れ下がったカッター部 2 1 0 は、図 3 を参照して詳述したように、突出する刃（図示せず）をもつ靴部 2 1 4 を備えた円筒形板を含んでいる。前記ハンドル部 2 0 6 の回転は、前記袋織りに対して前記カッター部 2 1 0 を回転し、前記靴部 2 1 4 は、前記刃に乗り上げて前記カッターの継続する回転によって切られる前記袋織り 2 を捕らえる。最適には、前記カッターの 1 回転で前記フィルムが全面的に切断されるのを確実にするために、2 つの刃とそれぞれの靴部が、前記カッターの周囲に 1 8 0 ° 間隔で設けられる。

40

【 0 0 2 8 】

図 8 を参照すると、前記蝶番のある蓋 7 0 上に備えられた勝手にいじくれないタブ 2 2 0 が、前記蓋の下側から見て、より詳細に示されている。前記勝手にいじくれないタブ 2 2 0 は、例えば、蓋材料の弾性によって、下方への指による押圧に逆らって上方に偏向させて前記蓋上に弾性的に取り付けられている。前記タブ 2 2 0 は、前記カッターハンドル

50

部 2 0 6 の下方の下部面 2 0 3 上の対応する突起 2 2 4 と係合するために配置された舌部 2 2 2 を含んでいる。前記タブが押圧されると、前記突起 2 2 4 の係合がはずれ、前記突起 2 2 4 がおよそ 3 6 0 ° 回転し、前記タブの舌部 2 2 2 に対するストップになるまで前記タブを解放した状態で、前記カッターの回転が可能となる。結果として、使用者は、3 6 0 ° の回転だけで完全な切断が確実にできる。

【 0 0 2 9 】

さらに、前記カッターハンドル部 2 0 6 の一方向の回転を確実にするためにラチエットタイプの装置が準備される。一方向タブ 2 2 6 は、例えば、前記蓋とタブが形成されている材料の弾性によって、下方向への動きに逆らって弾性的に偏向されている。従って、休止位置では、前記一方向タブ 2 2 6 は、前記カッターハンドル部 2 0 6 の下側表面 2 0 3 に係合するかきわめて接近しており、前記カッターハンドルの回転が可能になる。ラチエットを規定するために、前記カッターハンドル部上の前記突起 2 2 4 は、さらに傾斜面 2 2 8 及び回り止め面 2 3 0 を有している。結果として、前記カッターが正しい方向に回転されたら、前記一方向タブ 2 2 6 は前記傾斜面 2 2 8 に乗り上げる。しかしながら、前記カッターが誤った方向に回転されると、前記一方向タブ 2 2 6 は前記回り止め面 2 3 0 に係合し、その方向への回転を防止する。結果として、前記カッターは、切断方向にだけ回転することができる。前記タブの回り止め及びラチエット機構は、単一要素として結合することができる。10

【 0 0 3 0 】

次に、図 9 を参照すると、上部把持ダイヤフラムが、中央孔 3 0 2 を有した主体部 3 0 0 を含むものとしてより詳細に示されている。前記中央孔 3 0 2 は、円形もしくは他の適当な形状であってよく、ここでは、円形孔 3 0 2 が、多数の丸い突出部 3 0 4 を含んでいることがわかり、前記主体部 3 0 0 が、前記孔 3 0 2 方向へ突出する複数の突出指 3 0 6 を有しており、前記突出指 3 0 6 は効果的に連続的な係合面を形成し、付加的な弾性を備えている。結果として、パッケージが挿入され、しかるべき所に保持されたとき、前記上部把持ダイヤフラム 1 2 0 は、前記機器が、前記しっかりとつかまれたパッケージの上部で前記袋織りをねじる準備ができたという触覚の反応を、使用者が検知できるように、明確な係合感を提供する。さらに、複数の指 3 0 6 のような前記孔の周囲によって提供される前記効果的に連続した係合面は、前記袋織りがその円周に沿って堅実につかまれることを確実にし、前記切断操作がより効果的に成され、前記カッターによってでくわす前記袋織りの包装していない部分を少なくする。20

【 0 0 3 1 】

次に、図 1 0 を参照すると、下部ガイドダイヤフラム 1 2 2 は、弾性材料から形成され、V 型の孔 4 0 2 を含んだ主体部 4 0 0 を備えており、前記 V 型の孔 4 0 2 は中心をはずれて備えられており、その先端部が前記主体部 4 0 0 の円周近くにある三角形状のフラップ 4 0 4 を規定している。結果として、前記孔 4 0 2 を貫通して押圧された複数のパッケージは、通常、前記フラップにより、その先端方向に前記フラップの下の前記容器の壁に向けられる。結果として、前記パッケージは前記容器に壁に対向して保持され、前記容器内において懸架されている間はねじられない。前記孔 4 0 2 は、前記機器の弾性を改善し、前記ダイヤフラムを貫通して押し込まれたパッケージに対して付加的なガイドを提供する複数の指 4 0 6 の輪郭をくっきりと示すことが解るだろう。40

【 0 0 3 2 】

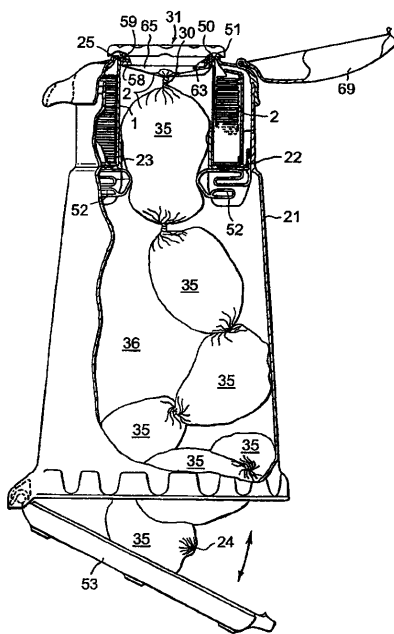
上述した前記機器及び構成部品はどんな適切な材料からも、どんな適切な方法によっても形成され得ることが高く評価されるだろう。例えば、前記部品の大部分は弾力的な樹脂あるいは硬質樹脂材料から形成することができ、上部及び下部ダイヤフラムは、エラストマー重合体のような柔軟なエラストマーから形成することができる。

【 0 0 3 3 】

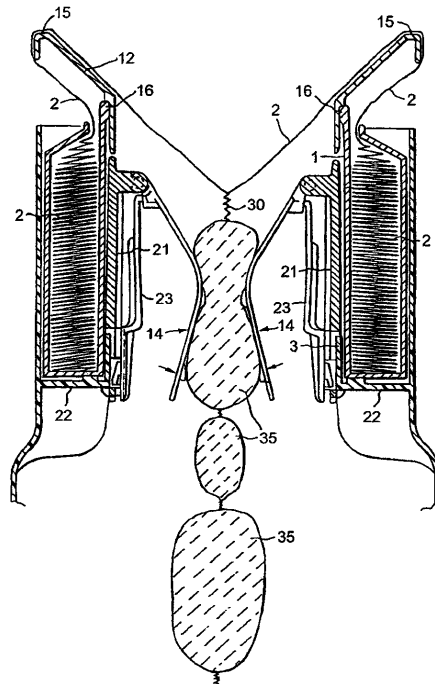
おしめの貯蔵のためのごみ貯蔵機器の準備について議論してきたが、例えば衛生上のごみ、家庭ごみのような、如何なる適切なおみも、上述したように、貯蔵し包装することができるということが、高く評価されるだろう。同様に、前記機器は、例えば、家庭、職場 50

、小売店、公共機関、病院、介護環境等のどのような環境においても使用することができる。前記回転するカッター部の制御のために、どのような適切な回り止め及びラチエット機構も使用できる。前記カセットを回転するための前記回転する円板は、どのような適切な態様でも据え付けられ回転することができ、さらに前記カセットの外表面上に一体的に形成することができる。前記ガイドダイヤフラム及び把持ダイヤフラムは、どのような規定された中央孔をも持つことができ、どのような柔軟又は半柔軟な材料から形成することができる。

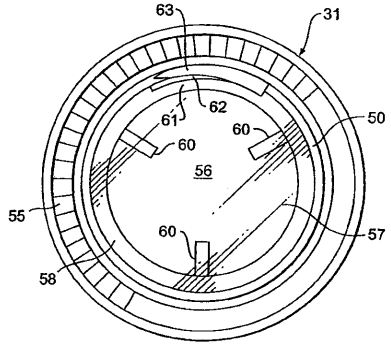
【図1】



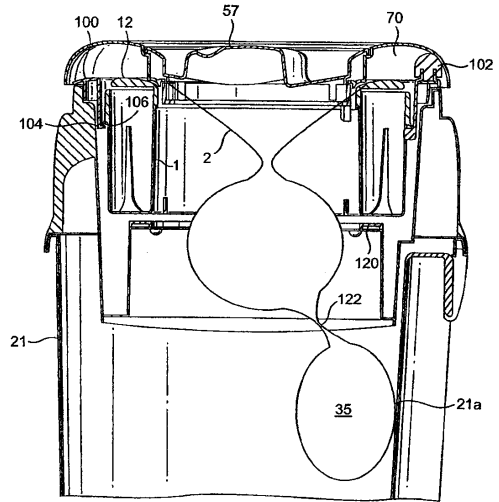
【図2】



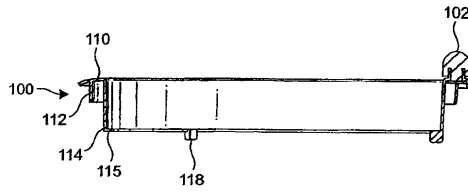
【 図 3 】



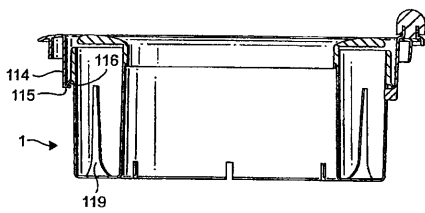
【 図 4 】



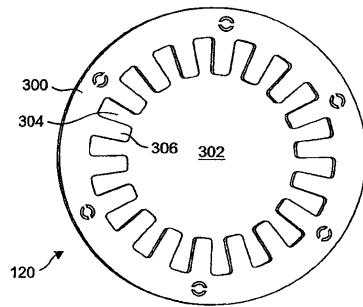
【 図 5 】



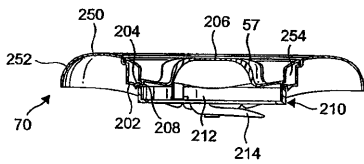
【 図 6 】



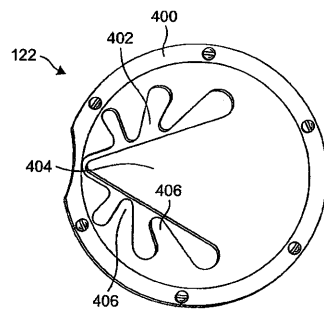
【 図 9 】



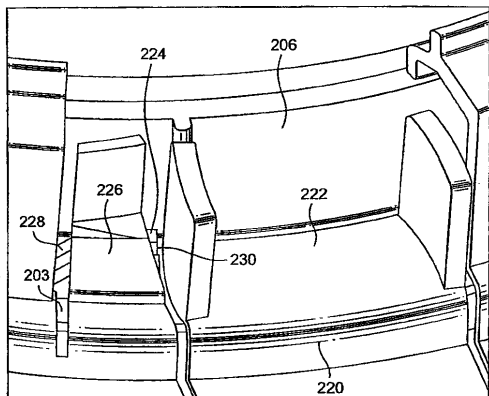
【 図 7 】



【 図 10 】



【 図 8 】



フロントページの続き

- (74)代理人 100109830
弁理士 福原 淑弘
- (74)代理人 100075672
弁理士 峰 隆司
- (74)代理人 100095441
弁理士 白根 俊郎
- (74)代理人 100084618
弁理士 村松 貞男
- (74)代理人 100103034
弁理士 野河 信久
- (74)代理人 100140176
弁理士 砂川 克
- (74)代理人 100100952
弁理士 風間 鉄也
- (72)発明者 イアン・アレクサンダー・ウェブ
イギリス国、ダブリュ2、ロンドン、ジャンクション・ミューズ 13 - 14
- (72)発明者 マーク・アームストロング
イギリス国、エルエル41・4ピーエス、ウェールズ、グウィネッド、フフェスティニオグ、ポント・ワイアール・アフォン・ガム(番地なし)

審査官 早房 長隆

- (56)参考文献 特開2000-247401(JP, A)
特開2002-226003(JP, A)
実開平07-028104(JP, U)
米国特許出願公開第2002/0162304(US, A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65F 1/00

〔 本 件 登 録 意 匠 〕

(11) 【登録番号】意匠登録第1224008号(D1224008)

(24) 【登録日】平成16年10月15日(2004.10.15)

(54) 【意匠に係る物品】汚物入れ用カセット

(52) 【意匠分類】C3-370B

(51) 【国際意匠分類(参考)】09-09

(21) 【出願番号】意願2004-12333(D2004-12333)

(22) 【出願日】平成16年4月22日(2004.4.22)

(31) 【優先権主張番号】000095468-0002

(32) 【優先日】平成15年10月23日(2003.10.23)

(33) 【優先権主張国又は機関】共同体商標意匠庁(EM)

(72) 【創作者】

【氏名】マーク・アームストロング

【住所又は居所】イギリス国、ダブリュ2・1ピーエヌ、ロンドン、ジャンクション・ミューズ 12
ウェッブ・スカーレット内

(72) 【創作者】

【氏名】イアン・ウェッブ

【住所又は居所】イギリス国、ダブリュ2・1ピーエヌ、ロンドン、ジャンクション・ミューズ 12
ウェッブ・スカーレット内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】500372315

【氏名又は名称】サンジェニック・インターナショナル・リミテッド

【住所又は居所】イギリス国、エヌイー23・7アールエイチ、ノーサンバーランド・クラムリングト
ン・ダッドレイ・レーン(番地なし)

(74) 【代理人】

【識別番号】100058479

【弁理士】

【氏名又は名称】鈴江 武彦

(74) 【代理人】

【識別番号】100087963

【弁理士】

【氏名又は名称】石川 義雄

(74) 【代理人】

【識別番号】100080285

【弁理士】

【氏名又は名称】小出 俊實

(74) 【代理人】

【識別番号】100123250

【弁理士】

【氏名又は名称】吉田 親司

【審査官】下村 圭子

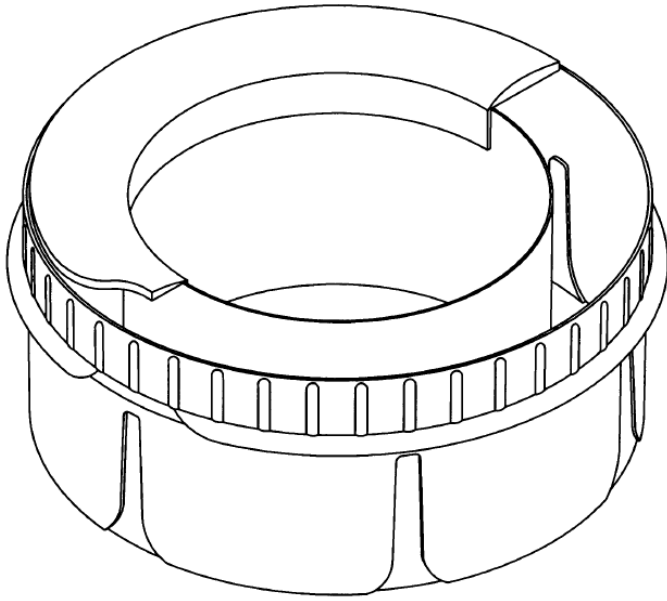
(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、汚物入れ等の中に装着されて使用されるものであり、その使用方法は、ドーナツ形凹陥部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するものである。

【図面】

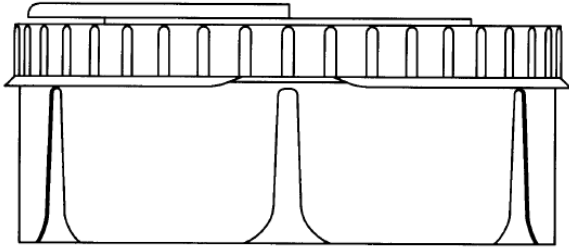
【斜視図】

(2)

意匠登録1224008



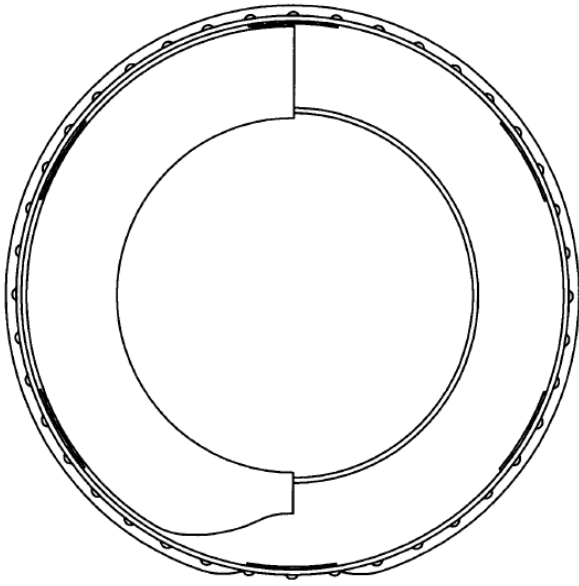
【正面図】



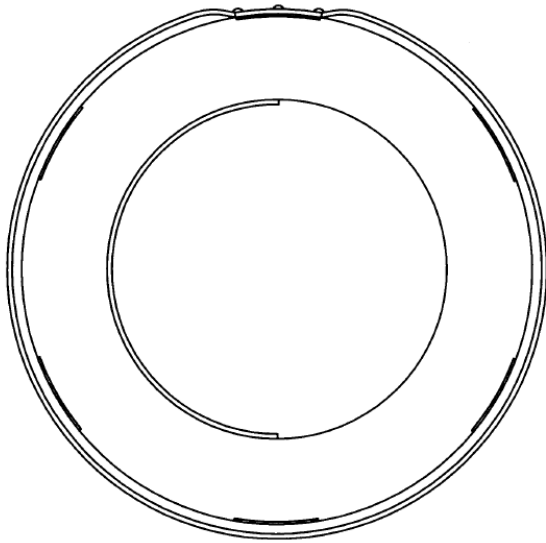
【平面図】

(3)

意匠登録1224008



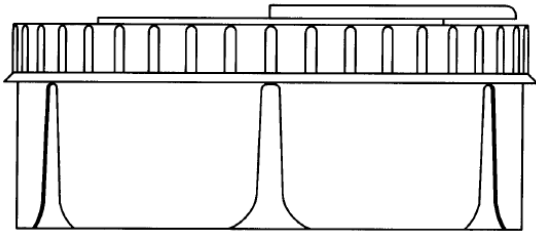
【底面図】



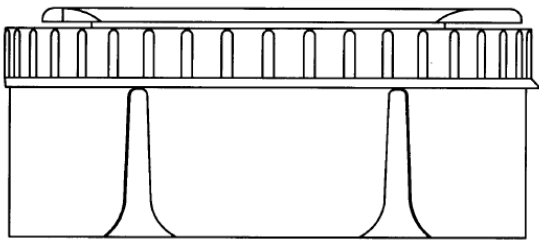
【背面図】

(4)

意匠登録1224008



【右側面図】



【左側面図】

